

第 21 回北方領土問題対策協会分科会議事録

1. 日 時 : 平成 22 年 8 月 19 日 (木) 15:55~16:50
2. 場 所 : 北方領土問題対策協会会議室
3. 出席委員 : 上野分科会長、石川委員、大隈委員、大森委員
4. 議事次第 : (1) 開 会
(2) 平成 21 年度業務実績について
① 項目別評価表の決定
② 総合評価表の決定
(3) 平成 21 事業年度財務諸表等について
(4) 今後の予定
(5) 閉 会

○上野分科会長 それでは、定刻より少し早いのですが、皆様お集まりのようですので、始めさせていただきます。今日は第 21 回分科会ということになります。

独立行政法人評価委員会令第 6 条の定足数の要件を満たしておりますので、有効に成立しているということで始めたいと思います。

それでは、本日の議題について説明させていただきます。お手元に議事次第を配布してございますけれども、最初に項目別評価表(案)、資料 1 でございますが、これを基に各項目の分科会としての評価を確定させていただきます。

続きまして資料 2 でございますけれども、総合評価表(案)を取りまとめておりますので、これについて御審議の上、決定をしていただきたいと思います。

更に併せて、平成 21 事業年度財務諸表等について御検討願いたいと思っております。

なお、本日の分科会は公開ですが、北方領土問題対策協会の実績の評価をいたしますので、評価の当事者である北対協の職員の方にはこの後別室にて待機をしていただき、各委員からの御質問等に対応する際に改めて入室していただくということにしたいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。では、それよろしく申し上げます。

(北対協関係者退室)

○上野分科会長 それでは、議事に入るにあたりまして、事務局から資料について御説明をお願いしたいと思います。

○田原事務官 では、お手元の資料の御確認をお願いいたします。

資料 1 が項目別評価表(案)でございます。左側に中期計画の各項目、評価項目、評価手法とございまして、委員の皆様方に付けていただいた評価について右側の方に記入しております。

昨年度は委員の方々の評価が異なる箇所がございましたので、それぞれの委員の方からの評価を並べて記載しておりましたが、今回は、委員の皆様が一致した評価をしていらっしゃるようですので、資料の文字の大きさが小さくなってしまいうということもございますので、それぞれの委員の方の評価を並べて記載するという事はしておりません。

資料2でございますが、こちらは平成21年度業務実績の総合評価表(案)でございます。この評価の欄に書いております文言につきましては、委員の皆様からいただいたコメントを基に、重複を避けたり、よりわかりやすい表現を用いたりするなどの観点から、一部編集を加えて作成しております。

資料3は前回もお配りいたしました平成21事業年度の財務諸表でございます。

あとは参考資料として評価の基準や業務実績報告書などが付いてございます。

参考1が評価基準。

参考2が業務実績報告書。

参考3が農林水産省の評価意見、1枚紙でございます。

参考4が北対協の22年度の年度計画。

参考5が参照条文の1枚紙でございます。漏れ等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。以上でございます。

○上野分科会長 ありがとうございます。それでは、最初に資料1の項目別評価表(案)に基づいて審議を行っていきたいと思います。各委員からの意見をとりまとめた事務局の方から改めて御説明をお願いしたいと思います。

○田原事務官 それでは、資料1に沿って御説明を申し上げます。資料1におきましては、先ほども委員の皆様が一致した評価をしていらっしゃるということを申し上げましたが、北対協の自己評価においてAとしている部分につきまして、すべての委員の皆様から同じくAという評価をいただきました。したがって、項目別評価表につきましては、すべてAということで委員の皆様が一致されたというところでございます。

全体的にそうでございますので、それぞれの項目についての御説明は省略をさせていただきます。項目別評価表につきましては以上でございます。

○上野分科会長 資料1の項目別評価表(案)につきまして何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

○大森委員 各項目で備考欄に意見みたいなのは書き込まれたんですか。

○田原事務官 2か所ほど補足として備考で書き込まれて、コメントをいただいております。

○大森委員 どことどこですか。

○田原事務官 まず、1つ目が調査研究のところですが、18ページになります。資料1の取りまとめ版には記入をしておりますが、調査研究の結果について、

ホームページなどで公表しているけれども、その内容をより充実させてほしいといった内容をいただいております。こちらの内容は総合評価表の方にも同じような御意見をいただいておりますので、総合評価表の方で同じような内容を記載しております。

○大森委員 そこが1か所ですか。

○田原事務官 そうですね。そこがA評価であるけれども、公表の内容の充実をということです。もう一点が青少年向けの啓発事業の実施ということで、11ページの真ん中辺りのアンケート結果というところがあるんですけども、こちらは1つの御意見として100%というような結果が出ているけれども、このような結果に満足することなく、更なる改善につながるようなアンケートの実施を期待するというようなコメントをいただいております。

○大森委員 その備考欄にそのことを書いておくべきではないのか。

○田原事務官 そちらについては総合評価表で同じ御意見をいただいておりますので、省略しております。

○大森委員 総合評価表は全体として評価しているわけだから、個別評価の項目について意見が出たものは備考欄に記載しておくべきではないか。

○田原事務官 わかりました。いただいた御意見ということで、とりまとめ版、本日の御審議を経てホームページなどで公開する際には、その備考の部分にいただいた御意見をそのまま記載するということにいたします。

○大森委員 そうだと思う。そこに出た意見が総合評価表に取り入れるかどうかは全体の中で決めることで、評価の段階ではそういう意見があった、ということはきちっと記録に残すべきだ。削除してはいけないのではないかと考えております。

○田原事務官 わかりました。

○大森委員 評価そのものについては、私はこれでいいと思います。

○上野分科会長 次のところで審議しますが、資料2の総合評価表ですと備考欄に出ているものは2.(1)②に当たるところですね。この評価のところだと、最後の段落が1つです。もう一つが調査研究。これは総合評価表の1枚目の2.(3)最後のところに出てきます。なお、調査研究の成果については、ホームページ等における公表の充実を、という、これを総合評価表に載せるかどうかということもありますので、備考の方に大森先生がおっしゃっていたとおり、とりあえず載せていただいた形の方がよろしいかと思っております。

○田原事務官 公表の際には、入った形で公表いたします。

○上野分科会長 ありがとうございます。その他に何か御質問、御意見等ございますでしょうか。北対協の方に何か質問はございますか。

○大森委員 私はありません。

○上野分科会長 よろしいですか。それでは、北対協に対する質問は出ておりませ

るので、続けて次の総合評価表の方に移りたいと思います。

○田原事務官 それでは、資料2に沿って御説明をさせていただきます。項目別に順を追って御説明をいたします。

まず、「I. 項目別評価の総括」、業務運営の効率化に関する事項でございます。委員の皆様からいただきましたコメントの趣旨を踏まえて、一般管理費につきましては、「中期目標における削減目標の達成に向けて着実な努力が認められる。」、業務経費については、「効率化に向けて真摯な取組が認められる。」と記載いたしております。

また、契約の適正化につきましては、「関係規定の改正及び整備、一者応札の縮減に向けた取組、『独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて』（平成21年11月17日閣議決定）に基づき設置された契約監視委員会による契約状況の検証等を通じて、契約の適正化に向けて着実な取組が認められる。」と記載いたしました。

更に内部統制・ガバナンス強化については、『役職員行動規範』を制定し、コンプライアンスの推進を図るなど、内部統制・ガバナンス強化に向けた着実な努力が認められる。」とのコメントをいただいておりますほか、内部統制に関する取組について、前回の北対協の報告にありましたような、職員同士の日常的なコミュニケーションに依存するということだけではなくて、しっかりとマニュアル化することが重要というような御指摘もいただきましたので、それを踏まえまして、「なお、法人の長たる理事長の命令及び指示の適切な実行及び法人の長による内部統制の現状についての適切な把握を担保するための取組について、文書として整理することを期待する。」と記載いたしました。

次に2、国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項ということで、まず、(1) 国民世論の啓発に関する事項ですけれども、こちらは委員の皆様からのコメントをまとめましてこのようにいたしております。

「北方領土返還要求運動の推進については、北方領土返還要求運動都道府県民会議等が実施する事業に対する支援や、北方領土啓発施設の展示資料の充実、県民大会等への講師派遣等、地道な努力が認められる。」

次に、「青少年や教育関係者に対する啓発の実施については、北方領土問題青少年教育指導者研修会や北方領土ゼミナールが前年度のアンケート結果を反映して、より参加者の視点に立ったプログラムに改善された上で実施されたと認められる。」、また、「北方領土問題教育者会議の設立が着実に進んでいるが、引き続き未設置の県における教育者会議の設置を推進するとともに、組織が設置された都道府県における北方領土教育の成果、実績を継続的に集約し、青少年に対する啓発を一層推進するよう期待する。」

「わかりやすい情報の提供については、協会ホームページの青少年向けページの充実・改善が図られる等の努力が認められる。」

「なお、各事業については、アンケート調査を実施し、成果の検証を行っているが、肯定的な回答が大多数を占めていることに満足することなく、更なる改善につながるようなアンケートの実施を期待する」ということでもございました。

先ほどの項目別評価表の話にもございましたけれども、このような意見をいただいておりますので記載いたしております。

続きまして（２）の北方四島との交流事業という項目ですけれども、こちらも委員の皆様からのコメントをまとめましてこのようにいたしております。

「元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流については、目的に沿って計画どおり実施されたと認められる。」、また、「北方四島住民の訪問団に対するアンケートを実施するなど、本事業のさらなる発展に向けた努力が認められる。」、

「四島交流等事業に使用する後継船舶の確保については、事業者を選定し、『四島交流等事業使用船舶調達に関する業務進行監理等検討会議』による進行監理を行うなど、平成 24 年度の供用開始に向けた作業が適切に行われていると認められる。」というところでございます。

続きまして、（３）の北方領土問題等に関する調査研究でございますが、こちらも委員の皆様からのコメントをまとめまして、まず、「北方領土問題等に関する調査研究については、計画どおり実施されたと認められる。」というところでございまして、また先ほどの項目別評価表にもいただいた御意見ですが、「調査研究の成果についてはホームページ等における公表内容の更なる充実を期待する。」という文言を記載しております。

２ページ、（４）元島民等の援護でございますが、こちらは「元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援については、北方地域元居住者研修・交流会の実施等、適切な支援が行われたと認められる。」、

また、「自由訪問に対する支援については、計画どおり実施されたと認められる。」というところでございます。これに加えまして、元島民の方々の高齢化や減少、厳しい経済状況を踏まえて、支援の更なる強化を期待するという御意見をいただいておりますので、今後の北対協の充実した取組への期待ということで、「元島民の高齢化等にかんがみ、支援の更なる強化を期待する。」と記載しております。

続きまして、（５）北方地域漁業権者等に対する融資事業でございますが、まず「平成 20 年 4 月の北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律改正法施行に伴う融資制度の変更に関する周知については、効果的な方法で広報が実施されたと認められる。また、関係金融機関との連携強化については、計画どおり実施されたと認められる。更にリスク管理債権の適正な管理については、債権の保全及び信用リスクの管理が適正に行われ、リスク管理債権比率は 1.95%であり、計画の 3.31%の水準を維持しており、適切に行われていると認められる。」というところでござい

す。

なお、一昨日、8月17日でございますけれども、北対協の貸付事業を共管しております農林水産省独立行政法人評価委員会の水産分科会が開催されまして、平成21事業年度の北対協の貸付事業について意見が決定されました。参考3の1枚紙をごらんいただけますでしょうか。こちらの内容が農林水産省独法評価委員会から内閣府の独法評価委員会の方に対して意見として通知が行われる内容でございます、それを踏まえて内閣府の独法評価委員会として最終的な評価を決定するという事になっております。

水産分科会が決定しました意見の内容ですけれども、「リスク管理債権の縮減のため、計画的でより積極的な回収管理体制により対応しており、平成21年度における貸付業務については、おおむね順調に業務が進捗していると評価できる。なお、今後、個人情報の取り扱いのより一層の適切な管理が望まれる。」というものでございました。

こちらの内容につきましては、まず前段部分についてはこの分科会でお示しいただいております見解と相反する内容ではございませんし、後段につきましては、個人情報の取扱いの一層の適切な管理をという文言が入っておりますが、こちらはリスク管理債権の縮減のために平成21年度から個人情報情報システムを北対協も導入していることを踏まえて書かれたものでございまして、既に今年度、平成22年度からですが、個人情報の適切な管理ということで北対協も取組を始めております。そこで参考4を御覧いただきたいのですけれども、北対協の平成22年度の年度計画でございまして、6ページ目の(エ)というところですが、「個人情報の適切な管理がより一層求められることから、個人情報の取扱いに関する通信講座を複数名の職員に受講させることにより、個人情報に関する理解を深めさせる。」ということが盛り込まれておりまして、現在取組が行われているということですので、リスク管理債権ということにつきましては、農林水産省の意見というこの文言そのものをこちらの北対協分科会の総合評価表に入れるということはいたしませんでした。

リスク管理債権につきましては、先ほど申しました「債権の保全及び信用リスクの管理が適正に行われ、リスク管理債権比率が1.95%であり、計画も3.31%以下の水準を維持しており、適切に行われていると認められる。」という文言にいたしております。

続きまして3の予算、短期借入金、剰余金に関する事項でございますが、こちらが「特に問題となる事項はなく、妥当と認められる。」とのコメントをいただいております。

また、4の施設及び設備に関する計画につきましては、「北方領土啓発施設『別海北方展望塔』の改修工事に係る事務が適切に行われたと認められる。」というコメントとともに、「なお、協会の保有する啓発施設の老朽化に対する今後の計画的な対応

を期待する。」というコメントをいただいております。

次の5、人事に関する事項ですが、こちらは「事業を実施する上での業務量に鑑みて、極めて限られた人数で努力を行っている」と認められる。」というコメントをいただいております。

続きましてⅡのその他の業務実績等に関する評価でございますが、こちらに例の保有資産など、今回追加で評価を求められておりました項目を記載しております。その上で、「保有資産の管理・運営等の取組みについては、適切に行われている」と認められる。」とのコメントをいただいております。

続きまして、Ⅲの法人の長等の業務運営状況というところですが、まず、理事長については、「リーダーシップを発揮し、積極的かつ的確に協会の業務運営に取り組んでおり、高く評価できる。」、

次に専務理事については、「担当業務において理事長を適切に補佐し、事業の円滑な実施に大きな役割を果たしている」と認められる。」、

監事については、「契約書等の関係書類の確認や会計執行者への聴取等を通じ、入札や契約行為が国の基準に基づく内規に従い、適正に実施されているかどうかについて厳正な監査を実施した」と認められる。」というコメントをいただいております。

最後に総合評価、業務実績全体の評価でございますが、「北方領土問題の長期化と元島民の高齢化・減少の進展という厳しい状況の下、少ない要員ながら全体として計画に即した着実な取組が認められる。中核となる事業についての取組、特に国民世論の啓発や北方四島交流事業、北方地域旧漁業権者等に対する融資事業については、その実績を高く評価する。なお、アンケート調査を行い、成果を検証している事業については、当該結果を次年度に反映することを期待する。」というコメントをいただきましたので、まとめております。

以上でございますが、非常に多岐にわたる内容となりましたが、委員の皆様におかれましては、政策評価独立行政法人評価委員会の示した指針であります「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」及び「平成21年度業務実績評価の具体的取組みについて」

という2つ指針の踏まえていただき、大変きめ細かく評価をしていただきましたことを、最後に御礼申し上げます、以上、御説明とさせていただきます。

以上でございます。

○上野分科会長 ありがとうございます。総合評価表につきまして、何か御意見はございますでしょうか。

どうぞ。

○大森委員 農林水産省の方の参考3、リスク管理債権の縮減。この文章は「おおむね順調に業務が進捗していると評価できる。」であり、通常の評価だと、この評価はBです。内閣府の方はAになっているので、これはどういうふうに整合性をとる

か。農水の方の評価はAではないのではないか。

○田原事務官 項目別でAだBだという評価は水産庁の方は出さないことになっていいますので何とも申し上げられないのですが、おおむね満足のいく実施状況ということであればBということになります。

○上野分科会長 評価基準からすると、参考1に書いてあるとおり、おおむねという言葉が入っているとBになるんですね。

○大森委員 我が方は定量的に評価しているんだね。

○田原事務官 そうです。

○大森委員 農水の方で評価しているときにはどうやって評価しているのか。

○田原事務官 単純にこの文章のみで意見を出すということになります。

○大森委員 この時に「おおむね順調に業務が進捗している」というような評価をすると、全体の評価いうとBに当たるということは御存じなのか。農水の評価委員会の方も評価基準は持っているでしょう。

だから、これが全体の評価委員会の方に出るんだよね。平仄が合っていないのではないか。水産分科会の評価基準でいうと何に当たるんですか。農水の方は、「おおむね」というのは何のことを指しているんだろうか。管理債権比率が1.95%あり、計画の3.31%以下の水準を維持して適正に行われていると認められる。

○上野分科会長 文章としては、貸付業務についてはおおむね順調に業務が進捗していると読めますね。

○大森委員 我が方の貸付業務のところについては、どこか出てくるんですか。

○大隈委員 項目別の方ですと、22ページ辺りにあるんですけども、例えば1.95とか3.31というのは22ページの一番下のところに定量的に示されていて、ここでは3.11以下に抑制するというので、当年度は1.95だから、こちらの評価としては、Aというようにここでなると思うんです。

ただ、確かに今おっしゃったように、これはリスク管理債権のことについてであって、この参考3の書き方の主語が、最初リスク債権のことを書いているんですけども、おおむね順調に業務が進捗という時の主語は、もっと広がってしまっているんです。最初の出だしの主語はリスク管理債権のことなんですが、後半でもっと広く、リスク管理債権を含めてでしょうけれども、もっと広い分野に、貸付業務全般ということに関してになっています。ただ、それがBに近い言い方になっているのはなぜか。

○田原事務官 これの基になりました委員の方々から農林水産省の独法評価委員会の委員の方々が出した生の意見には、「おおむね」というような表現を使っている方はいらっしゃいません。

○大隈委員 どこで付いてしまうんですか。

○田原事務官 御参考に農水省の水産分科会の委員の方々の意見を御紹介しますと、

「融資説明会を昨年同様 13 回にわたって実施したことは評価できる。」、「融資については、計画比は 60%だったものの、前年比では 135%であり、厳しい経済情勢を背景として資金ニーズが反映されたものであると考える。」、「リスク管理債権については、厳しい状況にもかかわらず、初期延滞者に対する督促などを進めた結果、特に生活が厳しい環境で滞りがちになる更生、生活資金のリスク管理債権額は前年度に比較して 500 万円減少を遂げた。」、「利益は計上されていないが、これについては業務の仕組みから言えば問題はない。」、「少ない人員により融資説明相談会の充実強化、融資制度の周知及び資格承継の促進、リスク管理債権の縮減を行ったことは評価できる。」、「新たに導入した個人情報情報システムによるリスク管理債権の縮減を期待するとともに、個人情報の取り扱いのより一層の適切な管理が望まれる。」

この合計で 6 つの意見が出されておりました、これをまとめたものが参考 3 ということになっております。

○大森委員 農水の方からこの文章は出てしまっているんですか。送られてしまったわけですね。

○田原事務官 これを斟酌して内閣府の評価委員会がどういう評価をするかというところです。

○大森委員 親委員会の方もこのような意見が出てきたら困ってきってしまう。貸付業務は全体として B 評価になってしまっているから。前半のところは対応しているのだから、こちらの数量的に言えばこれはきちっと計画どおりやっているね。基準以下だから、A の評価でいいと思います。我々は一部を無視しましたよと。

○田原事務官 内閣府が A で農水省の評価が B で、合計をして内閣府の方がどう判断するかというところです。

○大森委員 この親委員会ではそんな判断にはならない。どうやって私たちは評価するか、判断できないよ。どうしてこういう表現になったかという理由が知りたいわけ。ただ、単純な文章を出せばいいというものではなくて、向こうも一生懸命やっている、こちらも一生懸命やっているわけだから、こういう評価をしたときに理由があるはずなんだ。

○田原事務官 この「おおむね」という言葉が入った理由につきましては、再度確認をいたしまして、それが何か特別な理由、委員の方々からは、ただいま申し上げた 6 つの意見以外に意見は出ていないはずですので、何か特段の理由があるのかどうか確認をいたします。

○大森委員 向こうの評価委員会では、これで通ってしまっているんでしょう。

○田原事務官 はい。

○大森委員 わからないね、人様のことだからね。斟酌しても仕方がないんだけど、しょうがない。こちらの考え方で前半の方で大勢に対応しており、とお書きになっているから。しかし、貸付業務全体にわたっている評価をしているのだから、

これは全体評価になってしまうんだ。総合評価の方に關係してきてしまうね。

○上野分科会長 我々の評価表に合わせると、(5)全体がBと読めるわけですね。

○大森委員 個別に評価していて全体がAなのに、それがBになるなどということはないから。こういう時はどうするんだろうか。共管業務になっているからね。農水のこと尊重しなければいけないね。

我々の評価の前に農水の評価をもらうことになっていたんでしたか。

○田原事務官 はい、そうです。

○大森委員 それは原則尊重することになっているんだよね。

○田原事務官 そうです。日にちが前後する場合がありますが、農水の評価も斟酌して最終的にまとめるということになっています。

○大森委員 そうすると、あなたの方から向こうに聞いてもらう以外ない。今から聞いてくれないですか。向こうの担当者の人に、この文章はどういう趣旨で入って、全体としてこれはB評価になっているんですか、と聞いてくれませんか。私は親委員会の方の心配があるものだから一生懸命言っているんですけども、分科会長のお許しがあれば、聞いてもらってくれないかな。

○田原事務官 確認をいたしますので。

○大森委員 それ以外のことでいかがでしょうか。

○上野分科会長 どうぞ。

○大森委員 気がついたことなんですけれども、2ページの法人の長等の評価の文章ですが、理事長のところの末尾が「高く」となって、これが曖昧です。私の提案は、リーダーシップを発揮し、積極的かつ的確に協会の業務運営に取組んだと評価できる、でいいのではないか。取組んだと評価できる。

その下の専務理事についても「大きな役割」はよくわからないので、適切に補佐したと認められる、で評価としては十分なのではないか。

高くとか大きくというのは、印象としては褒めすぎです。だから、取組んだと評価できると、相当の評価をして、下の方も補佐したと認められるんだから、職は全うしたと我々は評価できますよという趣旨になるので、私の提案はそういうふう文章を直したらどうかという提案なんです。

それ以外のことは、私は原案で結構だと思います。

○上野分科会長 理事長については、「取組んでおり高く評価できる」というところを「取組んだと評価できる」というふうに修正するということですね。私はそれでよろしいかと思います。いいですか。

2つ目の専務理事については、元の案文は、多分いろんな人のコメントをまとめてこうなっているんだと思うんですが、「事業の円滑な実施に大きな役割を果たしている」というのを消すということですね。そして、「専務理事は担当業務において理事長を適切に補佐したと認められる」というふうにするということですね。

○大森委員 あるいは、そこの文章を生かすとすると、担当業務についてその円滑な実施に関し理事長を適切に補佐したと認められる。そういうふうにすると少し丁寧になる。

2つあるわけで、理事長を補佐することと担当業務を円滑に実施する。両方この担当理事は役割を持っているから、その意味で言うと、円滑な実施というのは入らないと評価したことにならないかもしれませんが、文章上それを入れてくださったらどうかと思うんです。

○上野分科会長 どうですか。文章は、「補佐し、事業を円滑に実施した」としますか。でも、彼だけが事業をやるわけではないですからね。

○大森委員 だから、担当業務をちゃんとやっただけと同時に、専務理事というのは全体として理事長を補佐しなければいけない。

○上野分科会長 繰り返した方がいいですか。「事業の円滑な実施」の方を前に持ってきて。

○大森委員 専務理事は事業の円滑な実施のために、担当業務において理事長を適切に補佐したと認められる。

○上野分科会長 そうですね。

○大森委員 そうしてくださるといい。

○上野分科会長 2つ目の方は、「専務理事は、事業の円滑な実施のために担当業務において理事長を適切に補佐したと認められる」ということでいいですか。

（「はい」と声あり）

○上野分科会長 あと他に何か御意見はございますか。北対協の方に何か質問とかがありますか。いかがでしょうか。もしなければ、今は法人の長等のところで修正案をさせていただきましたので、ここを直すということで、これは私と事務局の方でまとめさせていただきますので、単純な修正ですので今お話ししたという形で修正案をさせていただきます。

そうすると、この点についてはこれで大体よろしいでしょうか。特に北対協を呼んで何か質問ということはよろしいですか。

では、ここのⅢのところは、事務局と私の方で修正案をいただきまして、親委員会が23日行われますのでそこで報告させていただきます。

本委員会で評価内容が決定した際には、独立行政法人通則法の規定、32条第3項に基づいて北方領土問題対策協会及び総務省の政策評価独立行政法人評価委員会へ通知することとされております。総務省へ通知した際には、同時に事務局から各委員へもその旨を文書で報告させていただきますので、よろしくお願ひします。

次に独立行政法人通則法の規定第38条第3項に基づいて、財務諸表を主務大臣が承認するに際して、評価委員会に対して意見を求められております。

前回の分科会の際に、この分野の専門家でおられます大隈先生に御検討をお願い

しておりましたので、御報告をお願いいたします。

○大隈委員 平成 21 事業年度財務諸表について検討しました結果、分科会として了承するに特に問題となる事項はなく、妥当と認められることを確認いたしましたので、御報告申し上げます。

以上でございます。

○上野分科会長 ありがとうございます。他の委員の方、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

それでは、分科会として財務諸表を了承するという事にさせていただきたいと思えます。

では、今後の予定についてご説明をお願い致します。

○築島調査官 では、説明をさせていただきます。本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、本当にありがとうございました。

本日の御議論を踏まえた評価表につきましては、まだちょっと一部固まっていないところがございますけれども、最終的に固めまして8月23日の内閣府独立行政法人評価委員会において上野分科会長より御報告をいただくこととしております。

次回の分科会においては、平成 22 年度の業務実績に関する評価基準や評価項目について御検討をいただく予定でございます。一応、来年2月ごろの開催を予定しておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

また、北方領土問題対策協会の貸付利率につきましては、半年ごとに見直しを行っております。今回は10月1日に利率変更の予定でございます。利率の変更には業務方法書を一部変更することになりますので、通則法の規定によりあらかじめ評価委員会の御意見を聞くこととなっております。しかし、変更後の利率が決定する9月中には評価委員会の開催が予定されておられませんので、貸付利率の変更につきましては、詳細がわかり次第、事務局から文章をもってお知らせをしたいと思います。それで御意見を伺いたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○上野分科会長 どうぞ。

○田原事務官 先ほどの水産庁の件について問い合わせいたしましたので御報告をいたします。まず、「おおむね」と入れたところですが、やはり各評価委員の方々から出された意見に基づいて「おおむね」という表現を入れたのではなくて、事務局の独自の判断で、これは平成 19 年の評価に入っていた表現だったということで、それをそのまま踏襲して使ったということだそうでございます。

事務局としては、どこかAと付けられない欠陥があつて「おおむね」という表現を入れたというのではなくて、単純に前例を踏襲してしまったということで、これがAであるとかBであるとかそういうことを念頭に置いて「おおむね」という表現を使ったというものではないというものでございました。

農水省、水産庁の方でも、B評価である場合にはその意見の中に「おおむね」という表現を使えというような決まりに基づいて使っているわけではないということでした。

○上野分科会長 農水省の方と評価基準が違うということなんですか。それとも評価基準は我が方と同じなんだけれども、それとは別にといいか、その評価には関係なくただ単に言葉として「おおむね」と入れたという趣旨なのか、そこがよくわからない。

○吉田事務官 評価基準については、各独立行政法人の分科会で作成するというような形になっておりまして、こちらの参考1も北方領土問題対策協会の業務実績に関する評価基準という形で決定いただいているものなんですけれども、農水省の方の話で言いますと、農水省が主として所管している独立行政法人に関しては、各独立行政法人に対する評価基準というのを、例えば水産分科会の決定という形で決定をしているんですが、北方領土問題対策協会については、内閣府と共管する業務について、内閣府の評価委員会に意見を提出するという形になっておりますので、文章としての、例えばこういった場合はBというような形で明文化された評価基準というものは決定していないという形になっています。

です。水産庁の所管している他の独立行政法人に係る評価の基準を参考にするというようなことは可能かも知れませんが、北方領土問題対策協会に関して限定した評価の基準というものは水産庁の方では作られていないというような状況になっております。

○上野分科会長 なるほど。わかりました。

どうぞ。

○大森委員 そうしたら、内閣府の評価委員会はこういう基準で評価をしているから、そのことを念頭に置いて意見の文章を作るように言ってくれないと困る。独自に評価基準を持っておやりになっていないのだったら、こちらの方はこういう基準でやっていますので、もし「おおむね」と書かれると、これはBと評価したのではないかと、私どもはそういうふうに理解できるわけで、だから、従来と同じような文言でそうやって軽々に書かれると迷惑であると、強い異論が出ましたと言っておいて。よろしくをお願いします。

○田原事務官 はい。

○大森委員 今の御説明で我々はAで大丈夫ですので。

○上野分科会長 この参考1を向こう側に送った方がいいかもしれないですね。

ということで、我々の評価はこれで固まったということで、あと修文が残っておりますけれども、それはお任せいただいたということで、本日予定されていた議題はこれですべて終了ということになります。お暑い中、わざわざお集まりいただきましてありがとうございました。